

所有者不明土地の発生抑制・解消に向けた 土地所有権の放棄制度の創設に対する意見書

現在、国において検討されている土地所有権の放棄を認める制度の創設については、地方に新たな課題や負担が発生するおそれがあることから、以下のような点に留意し、国の責任において抜本的な発生抑制・解消に向けた仕組みづくりを進めること。

記

- 1 土地所有権の放棄制度の創設は、土地の所有に伴う義務や責任を帰属先機関に転嫁し、その管理等に係る人的・財政的コストは国民の負担となるため、可能な限り土地の放棄に至らないよう、放棄希望者と利用希望者のマッチングに対する支援など、総合的な対策を進めること。
- 2 放棄を広く認めると、土地所有者の管理意欲低下によるモラルハザードを招くおそれがあるため、制度を創設する場合には、管理水準の低下を生じさせない要件を設定すること。
また、放棄を認めるか否かなど所有権のありようを審査・認定することは国の責任であり、放棄の要件を審査・認定する機関については、国の機関が適当であること。
- 3 所有権の放棄という最終的な帰結を受けた帰属先としては、民法上、所有権のない不動産は国庫に帰属するとされていること、また、放棄が予想される土地の多くは市場価値に乏しく、流通の可能性も低いため、帰属後は永続的な管理発生が想定されることなどから、帰属先となる機関については、個々の地方公共団体ではなく、国とすることが適当である。
また、放棄された土地の管理については、都道府県又は市区町村の法定受託事務とすることなく、国における直接管理とすること。
- 4 土地所有者による所有権放棄手続を考える場合には、審査・認定機関へ意思表示をした後に、放棄の要件を具備しているかの審査と併せ、地方公共団体に対して取得希望の確認を行うようにすること。
- 5 土地所有権の放棄制度の詳細な設計にあたっては、引き続き、地方の意見を踏まえながら検討すること。

令和元年10月29日

全国知事会 国土交通常任委員会 委員長
大分県知事 広瀬 勝貞